

秩父保健医療圏 難病対策地域協議会 開催状況及び検討内容の経緯

【難病の患者に対する医療等に関する法律 第32条2項】

難病対策地域協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における難病の患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

難病対策地域協議会 開催状況

| 年 度 | 議 題 | 出席 |
|------------------------|--|-----|
| 平成29年度 H30.3.16 | (1)埼玉県難病対策事業 (2)秩父保健圏域における難病対策事業 | 8名 |
| 平成30年度 H31.1.18 | (1)秩父保健所管内の指定難病医療受給者状況 (2)秩父保健所における難病相談事業の取り組み状況 (3)各関係機関の災害対策への取り組み状況 | 11名 |
| 令和元年度 R2.1.31 | (1)秩父保健医療圏における難病対策事業報告 (2)秩父保健所管内の災害対策への取り組み状況 (3)「災害時個別支援計画作成マニュアル」作成について | 8名 |
| 令和2年度 R3.3月 書面会議 | (1)秩父保健医療圏における指定難病医療受給者状況 (2)秩父保健所の在宅療養中の難病患者への災害時対策支援 | 9名 |
| 令和3年度 R4.2月 書面会議 | (1)秩父保健医療圏難病対策協議会の検討内容の経緯 (2)秩父保健所管内の指定難病医療受給者状況及び難病患者への支援 (3)災害対策への取り組み状況 | 10名 |

協議会における検討内容

管内の指定難病医療受給者の状況及び保健所における難病対策事業の報告に加え、秩父地域における災害対策の現状と課題について検討を重ねている。

(結果)

- 1) 「難病患者災害時個別支援計画作成マニュアル」の作成
 - ①実施要領、フローチャート、計画書様式の作成
 - ②保健所HPへの掲載
- 2) 既存の冊子「療養中の皆さまへ」の内容見直し

(課題)

- 1) 個別支援の充実
 - ①支援を必要とする難病患者等の把握
 - ②医療依存度の高い難病患者への継続支援
- 2) 医療依存度の高い在宅難病患者への災害時支援
 - ①災害時個別支援計画の活用・様式の見直し
 - ②「NHAMs(難病患者ハザードマップシステム)」の活用